

滝の水保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 鳴海福祉会
所在地	名古屋市緑区滝ノ水一丁目301番地
電話番号	052-896-3223
代表者氏名	理事長 近藤 寛

第2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	滝の水保育園
施設の所在地	名古屋市緑区滝ノ水一丁目301番地
連絡先	電話 052-896-3223 FAX 052-896-0240
管理者	園長 近藤 仁
開設年月日	昭和57年4月1日
開設時間	7:15~19:15 (土曜日は~18:15まで)

第3 施設の目的・運営方針

滝の水保育園(以下、「当園」という。)は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び名古屋子ども条例(平成20年名古屋市条例第24号)の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもの対する保育を一体に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- (1) 0歳~就学前のこどもに対して一貫した教育・保育の提供に努め、園全体で成長を見守り、助長していく。
- (2) 子どもの個性を大切にして、集団の中でも安定した生活が送れるように家庭的な雰囲気作りに心がけ、保護者が安心して楽しく子育てができるように援助していく。
- (3) 職員は常に向上心を持ち、自己研鑽に努め質の良い保育を目指す。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,546.29㎡
	園庭	533.6㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	876.40㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	4室	ひよこ組（0歳児クラス）、りす組（1歳児クラス） うさぎ組、ひつじ組（2歳児クラス）
保育室	4室	きりん組、こあら組（3歳児クラス） ぱんだ組（4歳児クラス） ぞう組（5歳児クラス）
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
調乳室	1室	
沐浴室	1室	
会議室	1室	
更衣室	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員
1号認定子ども		15人
2号認定子ども		81人
3号認定子ども	満1歳以上	47人
	満1歳未満	12人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
副園長	1	1	—	
主幹保育教諭	1	1	—	
保育教諭	※	※	※	
看護師	1	1	—	
調理員	3	3	—	
事務職員	1	1	—	
学校医	1	—	1	
学校歯科医	1	—	1	
学校薬剤師	1	—	1	

※保育教諭は利用定員により変動があり、配置基準以上とします。

第7 職員の勤務体制

職 種	勤務時間	備考
①勤務	7 : 15 ~ 16 : 15	早番勤務
A 勤務	7 : 30 ~ 16 : 30	早番勤務
A1 勤務	8 : 00 ~ 17 : 00	早番勤務
B 勤務	8 : 30 ~ 17 : 30	通常勤務
C1 勤務	9 : 00 ~ 18 : 00	遅番勤務
C2 勤務	9 : 30 ~ 18 : 30	遅番勤務
D 勤務	10 : 00 ~ 19 : 00	延長保育勤務
S 勤務	10 : 15 ~ 19 : 15	延長保育勤務

※ 原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当職員が異なることがあります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となる場合があります。

第8 教育・保育を提供する日、時間

教育・保育を提供する日、時間は以下の通りです。

(表中の号数は子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の区分を表しています。)

(1) 教育・保育を提供する日

認定区分	教育・保育を提供する日	休園日
1号	月曜日～金曜日	土曜日（ただし土曜日が園行事の際は保育日となります。 ※代休は設けません） 日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日） 夏・冬・春の保育希望期間
2・3号	月曜日～土曜日	日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 教育・保育を提供する時間

認定区分	登園時間	全体保育	降園時間
1号			
2・3号 (保育短時間 認定)			
2・3号 (保育標準時間 認定)			

7:15 8:30 9:00 15:30 16:30 18:15 19:15

※当園のコア時間(原則的な保育時間)は8:30～16:30です。

ただし実際に保育を提供する日及び時間は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※各教育・保育時間帯以外において やむを得ない理由により保育が必要な場合は上記の範囲内で延長保育を提供致します。延長保育は別途料金が発生致しますのでご了承ください。

(土曜日の延長保育はありません。)

(3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の8時30分から15時30分までです。ただし、土曜日はクラス交流保育等を行います。

(4) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。

(5) 心身に障害のある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育理念

- ア 子どもひとりひとりの最善の利益を守り、家庭的な保育を実践する。
- イ 家庭との連携を密にし共に育児を支えていく。

(2) 当園の保育方針

- ア 養護と教育を一体とし、子どもの健全な心身の育成を図ります。
- イ 家庭と協力し、子どもの育ちを支えます。
- ウ 保健的で安全な環境を作り、快適に生活できるようにします。
- エ 地域とともに、社会に生きる子どもたちを育てます。
- オ 子どもの人権を大切にします。

(3) 本園の教育・保育目標

～心身ともに健全な子ども～

- ア 自分のことは自分でしようとする子ども。
- イ 健康な身体をもつ子ども。
- ウ 友だちを大切にする子ども。
- エ 自分で考え感じ行動できる子ども。
- オ 意欲的で創造性豊かな子ども。

(4) 年間行事計画

月	行 事	*保護者参加行事
4月	・進級式（3・4・5歳児）	*入園式（新入園児）
5月	*親子遠足（4・5歳児）	・内科検診（全クラス）
6月	・プラネタリウム見学（5歳児） ・歯科検診（全クラス）	・お店屋さんごっこ（3・4・5歳児） ・4・5才午睡開始
7月	・七夕会（全クラス）	・おばけやしき（全クラス）
8月	・夏季保育（全クラス）	・4・5歳午睡終了
9月	・防災訓練（全クラス）	*クラス懇談会（5歳児）
10月	*運動会（土曜日 全クラス）	・内科検診 *個人懇談会（2才児）
11月	*個人懇談会（3・4・5才児）	*公開保育（全クラス）
12月	*クラス懇談会（1歳児） ・年末休暇	*クリスマス会（全クラス※5歳児保護者参加）
1月	・年始休暇 *クラス懇談会（0歳児）	
2月	・豆まき（全クラス）	*生活発表会（土曜日 全クラス）
3月	・お別れ遠足（3・4・5歳児） *卒園式（土曜日※5歳児保護者参加）	・お別れ会

誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

※土曜日開催行事の午後（卒園式は5歳児以外のご家庭は終日）は家庭保育のご協力をお願いいたします。

(5) デイリープログラム (一日の流れ)

平日		土曜日	
時間	活動	時間	活動
7:15	開門・保育準備 早朝保育 順次登園 保護者と一緒に保育園に来ます。	7:15	開門・保育準備 早朝保育 順次登園 ・室内自由遊びをします。
7:30	・0～2歳児、3～5歳児に分かれて室内自由遊びをします。	8:30	異年齢交流保育 ・0・1・2歳児と幼児に分かれて遊びます。 (人数に応じて合同の場合もあります)
8:30	・年齢別クラスに分かれたり、異年齢で交流したりしながら、保育教諭や友達と一緒に室内で自由遊びをします。		
9:30	片付け、朝の体操 (幼児)	朝の会 (幼児) ※乳児、幼児と分かれて活動します (人数に応じて合同の場合もあります)	
9:40	おやつ (乳児)		
9:50	朝の会 (幼児)		
10:00	計画にそった活動 ・散歩、リズム、造形、音楽、集団遊びなど年齢ごとに遊びます。		
	給食 (0歳児) *		
11:10	給食 (1・2歳児) *		
11:45	給食 (幼児) *		
12:15	午睡 (乳児) **		
12:45	午睡 (3歳児) **		
13:30	戸外又は室内自由遊び (4・5歳児)		
14:45	目覚め (0～3歳児)	午睡	
15:10	おやつ	※幼児も休息をします。	
15:30	降園 夕刻保育 ・順次、保護者と帰ります。 ・戸外又は室内自由遊びをします。	14:45	目覚め おやつ
16:00	・0歳児、1歳児、2歳児、3～5歳児と分かれて遊びます。	16:00	乳児、幼児合同で遊びます。
18:15	延長保育	18:15	保育終了・閉門
19:15	保育終了・閉門		

*調理室手作りの給食を食べます。離乳食、食物アレルギー対応食も提供します。

**3歳児は3月頃まで、4・5歳児は7・8月のみ午睡があります。

***1号認定児童は土曜日は基本的に休日となります。

(6) 給食の提供

3歳未満児・3歳以上児に分けて、保育運営課栄養士が作成した献立を基に実施し、各家庭にも毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、医師の指導に基づきご相談させていただきますので、お申し出ください。

(7) その他の事業の実施状況

・産休あけ保育

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能なこどもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間加算等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対するため、保育時間の延長を行います。

・産休あけ・育休あけ保育所入所予約事業

産休あけ・育休あけの職場復帰の時に利用する保育所等をあらかじめ予約できる事業です。

第10 利用料金

(1) 教育・保育にかかる利用者負担（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

毎月1日以降に請求書を配布しますので、10日までに自動払込にてお支払いください。

(2) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額（【別表】参照）

・便宜に要する費用・・・当園では第9に掲げる教育・保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

・特定負担額・・・教育・保育の質の向上を図るために、園長が必要と認めた費用をお支払いいただきます。

お支払方法については、自動払込といたします。

(3) 滞納について

上記2項にかかる費用について2ヶ月を超える滞納がある場合、督促状を交付いたします。

3ヶ月を超えてなお滞納が続く場合は、契約解除、財産差し押さえを含めた行政処分の検討をさせていただきます。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、教育・保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

(2) 園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 病気・けがへの対応

(1) 嘱託医

医療機関の名称	滝の水こどもクリニック	竹内歯科医院
医師名	西岡 貴弘	竹内 雄太
所在地	名古屋市緑区滝ノ水1丁目402	名古屋市緑区黒沢台4丁目906
電話番号	052-895-5865	052-877-1389

(2) 災害共済給付制度への加入

園児には、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入していただくため、入所時に加入同意書を提出していただき、一年ごとに掛金(【別表】参照)をいただきます。これにより、教育・保育時間中のけが及び通常通りの通園経路でのけが(第三者行為は除く)の治療費などが一定額以上の場合、給付金が支給されます。

(3) 施設賠償責任保険

東京海上日動火災保険㈱の「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」に加入しております。万一の事故等の場合は本保険制度に応じて補償させていただきます。

第13 防犯、事故防止のための措置

当園は利用園児の安全を確保するため、施設内外の施設・用具等の安全管理及び自主点検、毎月の避難訓練の実施、不審者対応の訓練を行っています。

第14 虐待の防止のための措置

当園は利用園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任すると共に、職員に対し研修を実施します。

第15 乳幼児突然死症候群(SIDS)

何の前触れもなく眠っている間に亡くなってしまう原因不明の病気の総称です。原因となりうるものに「周囲の喫煙」「暖めすぎ」「うつぶせ寝」「人工乳」と言われております。当園でも午睡時には呼吸のチェックをして常に目の届くようにしております。ご家庭でもお気を付けください。

第16 緊急時等の対応方法

(1) 園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

※緊急時は提出していただいている「緊急連絡票」に基づき連絡をします。連絡先の変更などは必ずお知らせいただき 出張やお休みの日なども、子どもの登園中は園からの連絡をいつでも受けられるよう保護者の連絡先を明確にしておいてください。

(2) 緊急連絡

災害時や行事決行・中止のお知らせなどにきつずノートを活用します。

第 17 非常災害対策

<p>暴風警報発令時</p>	<p>登園後に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。</p> <p>登園前に発令された場合</p> <p>① 午前6時までに警報が解除されましたら、通常通りの保育になります。給食も実施します。(ただし、前日被害を受けて保育不可能な場合は休園します。)</p> <p>② 午前6時までに警報が解除されない場合は午前中は登園見合わせとなります。</p> <p>③ 午前6時から11時の間に警報が解除されましたら安全確認、保育体制を整い次第受け入れを開始します。</p> <p>この場合給食はありません。保育を希望される方は、保育園に連絡の上、ご家庭で昼食を済ましてから登園してください。</p> <p>④ 午前11時までに警報が解除されなければ引き続き登園見合わせとなります。</p>
<p>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</p>	<p>※当園は津波・土砂災害の警戒区域には該当しません。</p> <p>通常通り保育をいたしますが、情報の内容によっては家庭保育やお迎えをお願いする場合があります。</p> <p>なおご家庭の判断で登園を見合わせていただいても差し支えはありません。</p> <p>この場合は保育料の減額などの調整は行われません。</p>
<p>警戒レベル3 高齢者等避難発令時 警戒レベル4 避難指示発令時 特別警報発令時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・解除されるまで休園となりますので、登園後に発令された場合は、状況に応じてできる限り早くお迎えにきてください。 ・避難指示発令の場合は、避難所(避難場所はきつずノートでお知らせします。)へ避難させますので、状況に応じて速やかにお迎えにきてください。
<p>避難訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回実施します。 訓練は地震・火災・防犯などを時間・曜日・環境を変えながら様々な想定で行っています。 ・職員は年度初めの会議において職員全員でAEDや心肺蘇生法などの確認を行い、救急救命講習会等の研修会にも積極的に参加するようにしています。
<p>非常災害用備蓄</p>	<p>名古屋市の規定に準じ、園児及び職員の一時的な滞在に必要なと思われる食料及び飲料水を常時備蓄するよう努めております。</p>

第 18 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

<p>当園苦情相談窓口</p>	<p>苦情解決責任者 園長 近藤 仁 苦情受付担当者 副園長 松野 恵子</p>
<p>苦情受付相談第三者委員会 第三者委員 竹内 清</p>	<p>電話 052-811-7052 FAX 052-811-7042 <受付> 9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)</p>

第19 提携サービス

- (1) 体操教室 (スポーツクラブ トライル)
 - ・課内授業 (4・5歳児) 年間20回の指導を受けています。
 - ・課外授業 (4歳児以上～小学6年生)

- (2) 英会話教室 (ECC)
 - ・課内授業 (3・4・5歳児) 年齢ごとに受講回数異なります。年に数回ネイティブ講師も来園します。
 - ・課外授業 (3歳児以上～小学6年生)

- (3) ダンス教室 (One Play)
 - ・課外教室 (3歳児以上～小学6年生)

- (4) リトミック (リトミック研究センター)
 - ・課内授業 (1歳児～5歳児) 月に1度講師の先生とリズム遊びをします。

- (5) 水泳教室 (平針スイミングスクール)
 - ・課内授業 (5歳児) 4月～9月にスイミングスクールのプールで指導を受けています。

- (6) 写真販売 (るくみー)
 - ・園行事の写真は、インターネット上での閲覧、購入となります。

- (7) 連絡ノートアプリ
 - ・「きっずノート」をダウンロードして使用していきます。

～それぞれの詳細は各HP (ホームページ) にてご確認ください。～

第20 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復しましょう。

※保育園の駐車場は台数が少ない為、すみやかな送迎に、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

- (2) 朝、おおむね37.5℃以上の熱があるなど身体に異常が見られるときは、登園後に症状が進行することが多いので、登園を見合わせていただきますようお願いいたします。

また下痢、咳、おう吐など体調不良の症状が多く見られる場合もなるべく大事を取っていただくようお願いいたします。

※別表に「感染症の病気一覧」を添付しました。症状や登園基準の参考にご覧ください。また一覧にあります感染症につきましては「登園許可報告書」の提出をお願いしておりますのでご協力ください。(医師の指示に従い保護者様にご記入ください。用紙はホームページよりダウンロードできます。)

- (3) 汚物処理について

嘔吐物や下痢便で汚染された衣類を園内で洗うと、洗った場所がウイルスで汚染され集団感染となる恐れがあるため、吐物や下痢便で汚染された衣服は、ビニール袋に入れて持ち帰っていただきます。

- (4) 与薬について

園で薬を飲ませることは、原則として禁止されています。しかしやむを得ず薬を持参する場合は誤飲や事故を防ぎ、万全を期すためにきつずノートの「投薬依頼書」に必要事項を明確に記載していただき、薬と処方箋を袋に入れ、事務所前の薬入れに入れて下さい。

持参する薬は

- ① お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りませす。
- ② 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
- ③ 袋や容器にもお子さんの名前を記載してください。

- (6) 登降園の時は必ず職員に一言かけて下さい。また降園時にはiPadにて降園受付をお願い致します。(iPadの操作は必ず保護者が行ってください)

※延長保育の集計はiPadのデータをもとに行いますので、必ず降園受付を行ってください。

- (7) 欠席の場合は、9時までに必ずきつずノートの「出席簿」に連絡してください。なお、通常の連絡先やお迎えの人や時間が異なる時は前もって連絡してください。当日の急な時間変更等は電話にてお知らせください。

※この重要事項説明書の内容は、令和8年4月現在の情報です。

【別表】

1 教育・保育において提供される便宜に要する費用

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食主食費	本園では3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。	月額 1,000円
副食費		月額 4,500円
制服代、用品代	3歳以上児から園指定制服を着用。用品も保育中に使用するため園指定の物を購入。	別表2参照
絵本代	1歳以上購入	月額 450円程度
行事費	お土産、作品材料費等（内訳 別表2）	年額 4,500円
卒園積立費	年長児のみ卒園アルバム、記念品等	月額1,200円
その他、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、当園の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるもの。 〈例〉遠足等の特別行事の利用者のみに係る費用（バス代・施設入館料等）		

※制服代、用品代、行事費の実費徴収については、別表2をご覧ください。

2 延長保育にかかる利用者負担金

以下の時間帯は“延長保育”として別途料金が発生しますのでご了承ください。

【延長利用料】 ※階層によって値段が変わります。

認定区分	延長保育時間帯	利用者負担金（1日1回利用につき）		
		A・B階層	C階層（1～3）	C階層（4～）
1号	7:15～8:29	0円	50円	100円
	15:31～16:30	0円	50円	100円
保育短時間(2・3号)	7:15～8:29	0円	50円	100円
	16:31～18:15	0円	50円	100円
保育標準時間及び 保育短時間(2・3号)	18:16～18:29	0円	50円	100円
	18:30～18:59	0円	50円	150円
	19:00～19:15	0円	50円	200円

※開所時間外は、15分1000円/日徴収となります。

3 (独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度にかかる利用者負担

区分	利用者負担額
A階層、B階層	240円
C階層	240円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、保護者の通帳への記入をもって領収証に代えることとします。ただし希望者には領収証を発行いたします。